京都府京都市:京都市地球温暖化対策条例・実行計画に基づくプラスアクション

• 4件



事業計画の特徴

- 京都市地球温暖化対策条例において、一定規模以上の建築物の新増築時に再工ネ利用設備の設置を義務付けており、条例に定める基準導入量を超えて太陽光発電設備を導入する場合に、導入費用を支援する。また、小規模建築物や既存建築物においても、同等の太陽光発電設備を導入する場合に導入費用を支援する。併せて、同条例に規定する新増築時の再工ネ説明義務を踏まえて、太陽光発電設備の販売・施工業者等のステークホルダーと連携し、説明内容の充実化や優良事業者の見える化を図ることで、建築物への太陽光発電設備の最大導入につなげる。
- ・ 中小企業を対象に含んだ京都市地球温暖化対策条例に基づく報告書制度と連携し、提出のあった報告書へのフィードバックにおいて、本事業の積極 的な活用を促すとともに好事例をモデル展開。
- 市域面積の4分の3を占める森林の循環利用を促進する観点から、木質バイオマス発電の利用を活性化し、災害時等には近隣地域へ優先的に電力供給する。

事業計画の概要(民間)	再エネ:6,581.7kW
取組(事業者)	規模
太陽光発電設備の導入	782件6531.7kW
蓄電池の導入	• 269件
バイオマス発電設備の導入	• 1件 • 50kW
高効率空調設備の導入	• 69件
高効率換気設備の導入	• 8件
高効率照明機器の導入	• 38件
高効率給湯器の導入	• 9件
事業計画の概要(公共)	再エネ: 168.7kW
取組	規模
庁舎等への太陽光発電設備の導入	• 3件 • 168.7kW
高効率空調設備の導入	• 4件
高効率換気設備の導入	• 1件

高効率照明機器の導入

事業計画の効果・費用					
再工ネ導入	CO2削減	総事業費	交付金額	計画期間	
6,750.4kW	81,210 t-CO2	53億円	14億円	令和4年度 ~ 令和9年度	

取組のイメージ

